



中部電力

浜岡 4号炉 高経年化技術評価 耐震安全性評価に用いる地震動の整理及び見直しに 伴う再評価方針および再評価結果について

令和4年12月16日

○耐震安全性評価に用いる地震動の整理

（1）基準地震動

耐震安全性評価に用いる基準地震動については、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（令和2年3月31日改正）附則（平成25年6月19日）の「2) 経過措置①」において、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）により策定した基準地震動Ss（以下、「バックチェックSs」という。）を用いることが要求されている。

一方、今回行った耐震安全性評価については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）」に基づき作成した基準地震動Ss（以下、「新規制Ss」という。）を用いて実施した。

新規制SsはバックチェックSsを上回る地震動であるが、機器の評価に用いる地震力については、一部の機器においてバックチェックSsのほうが上回っているため、それらの機器についてはバックチェックSsの地震力により再評価を行うこととする。

○耐震安全性評価に用いる地震動の整理

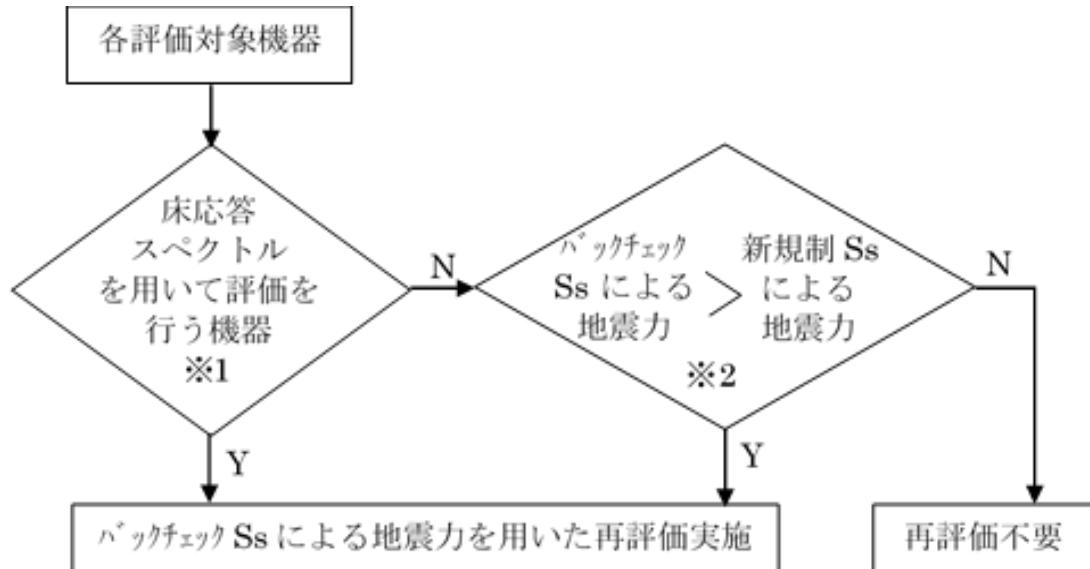
(2) 弹性設計用地震動

耐震安全性評価に用いる弾性設計用地震動については、「高経年化技術評価審査マニュアル(平成25年9月, JNES)」の「3.3.4(2)②適合確認が終了していない原子炉施設」において基準地震動S1を用いることが要求されている。

今回行った耐震安全性評価では、耐震Sクラスの機器については、 S_s による発生値に対して弾性設計用地震動の許容値 ($\text{III}_A S$) 以下であることを確認しており、弾性設計用地震動を用いた評価を省略している。また耐震Bクラス機器については、共振の恐れがある機器がないため弾性設計用地震動を用いた評価は行っていない。以上のとおり今回の耐震安全性評価では弾性設計用地震動を用いた評価は行っていないが、(1)で記載したバックチェック S_s による再評価において、 S_s による発生値が $\text{III}_A S$ を上回る場合には、基準地震動S1による発生値に対し $\text{III}_A S$ の評価を行うこととする。

○再評価対象機器の抽出手順

耐震安全性評価を行った各機器について、以下のフォローの手順に従い、再評価が必要となる機器を抽出する。抽出された機器について、バックチェックSsによる地震力を用いて再評価を行う。



※1 床応答スペクトルを用いて評価を行う機器（配管、ノズル、弁、柔な機器）については、固有周期が複数存在し、単純な地震力の比較が困難であるため、再評価を実施。

※2 各地震力（水平加速度、鉛直加速度、せん断力、モーメント、軸力等）のうち1つでもバックチェックSsのほうが大きい場合は再評価を実施。

再評価結果の例

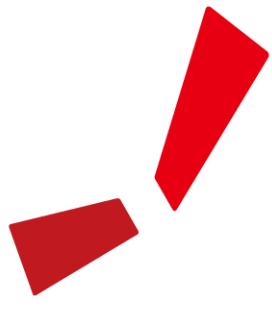
○再評価対象機器の抽出手順

劣化事象「腐食（基礎ボルト）」の36機種について、バックチェックSsの地震力による再評価を実施した。発生応力は許容応力を満足し、耐震安全性に問題がないことを確認した。

以下に代表としてポンプの評価結果について示す。

機器名	耐震 重要度	荷重種別	発生応力 (MPa)	許容応力※1 (MPa)
原子炉機器冷却海水ポンプ	S	引張荷重	28	505
		せん断荷重	22	389
高圧炉心スプレイ機器冷却海水ポンプ	S	引張荷重	14	505
		せん断荷重	11	389

※1：設計・建設規格2005(2007)Part5 表8, 表9より求まる値であり、 $\text{III}_{\text{A}}\text{S}$ の許容応力を示す



中部電力